

病院で明細が記載された領収証をもらいました。今までは、明細のないレシートだったので、記載内容の見方を教えてください。

A 平成18年10月から医療機関は、診療に対する医療費の明細を記した領収証の発行が義務づけられました。これにより、受診ごとの総医療費、保険診療分、保険外負担分がわかりやすくなりました。基本的な項目を説明します。

- ① 負担割合：受診者の負担割合で、一般的には30%（3割）と記載されます（3歳未満の子どもは20%）。
- ② 本・家：受診者の区分で、組合員本人または被扶養者と記載されます。
- ③ 初・再診料：病気やけがで初めて診察を受けたときにかかるものが、初診料です。同じ病気やけがで2回目以降に受診した場合は再診料になります。ただし、以前に受診したことのある病気やけがが、治癒したとみなされた場合は、初診料がかかることとなります。
- ④ 入院料等：入院時の診察料、看護料、部屋代になります。
- ⑤ 医学管理等：慢性腎不全などの特定の病気に応じて加算されます。
- ⑥ 検査：心電図、エコーなどの生理機能検査、血液尿検査などです。
- ⑦ 画像診断：レントゲン撮影を行ったとき、部位や撮影枚数などにより加算されます。
- ⑧ 投薬：院内で処方された投薬代や技術料です。院外処方処方せん料も含まれます。
- ⑨ 注射：注射を打ったときの投薬代や技術料です。投薬の種類により点数は異なります。
- ⑩ 処置：やけどや切り傷の手当などの治療行為です。
- ⑪ 手術：切開や縫合を行うときにかかります。また、脱臼の整復も含まれます。
- ⑫ 保険外負担：診断書や予防接種など組合員証が使用できない自費診療分の料金が記載されます。

※保険診療に対する費用は点数で表し、1点につき10円で換算されます。
※領収証の内容については、発行先の医療機関で説明を受けることができます。

領 収 証									
患者番号			氏 名				請求期間（入院の場合）		
			様				平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
受診料	入・外	領収書No.	発行日	費用区分	負担割合	本・家	区分		
			平成 年 月 日		①	②			
保 険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検 査	画像診断	投 薬		
	③ 点	④ 点	⑤ 点	点	⑥ 点	⑦ 点	⑧ 点		
	注 射	リハビリテーション	精神科専門療法	処 置	手 術	麻 酔	放射線治療		
	⑨ 点	点	点	⑩ 点	⑪ 点	点	点		
	食事療養								
	円								
保 険 外 負 担	選定療養等	その他							
		⑫							
	(内訳)	(内訳)							
				保 險	保 険 (食 事)	保 険 外 負 担			
合 計				円	円	円			
負 担 額				円	円	円			
領 収 額 合 計						円			
				静岡県〇〇市〇〇		〇〇病院		領収印	

